

様式第 4 号（第 9 条関係）

不利益処分の処分基準

所管部課名：総務部行政経営課

No.	根拠法令	根拠条項	不利益処分の内容
条-1	石巻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例	第 8 条 第 1 項	指定の取消し等
処分基準の内容 石巻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則 平成 17 年 12 月 26 日規則第 315 号 (指定の取消し等) 第 9 条 条例第 8 条第 1 項の規定による指定の取消し及び管理の業務の全部若しくは一部の停止に係る判断基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 条例第 6 条に規定する協定を締結しないとき。 (2) 条例第 7 条第 3 項の規定による報告の要求若しくは調査に対して、これに応じず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げ、又は指示に従わないとき。 (3) 関係法令又は協定に定める規定に違反したとき。 (4) 第 4 条各号のいずれかに該当することとなったとき。 (5) 申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。 (6) 団体の経営状況の悪化等により管理業務を行うことが不可能又は困難になったとき。 (7) 指定管理者による組織的な非違行為が行われた場合又は代表者その他の役員の不正等により社会的信用を失った場合において、当該指定管理者に管理業務を行わせることが著しく不相当と判断されるとき。 (8) 管理業務が適正に行われないとき。			
設定年月日	平成 1 8 年 1 月 1 日	最終更新日	令和 5 年 4 月 1 日

様式第 4 号（第 9 条関係）

不利益処分の処分基準

所管部課名：総務部財政課

No.	根拠法令	根拠条項	不利益処分の内容
条-2	石巻市財政報告書の閲覧及びその方法に関する規則	第 5 条	閲覧の中止又は禁止
処分基準の内容 石巻市財政報告書の閲覧及びその方法に関する規則 平成 17 年 4 月 1 日規則第 252 号 第 5 条 この規則に違反し、又は係員の指示に従わない者に対しては、閲覧を中止させ、又は禁止することができる。			
設定年月日	平成 1 7 年 4 月 1 日	最終更新日	平成 2 5 年 8 月 1 日